

検修取場の技術断層を解消せよ!

日刊
動労千葉

80.3.14
No. 375

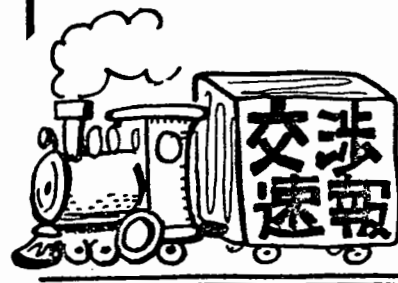
国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八(動力車会館)
鉄電二二五八〇九・公衆電話(22)七二〇七

『申第4号』をもちて

当局に強く申し入れる

動労千葉は国鉄当局に対し、3月12日付「申第4号」をもって「運転職場の技術断層に関する申し入れ」を行った。これは、検修・構内・事務等の養成体系が未確立のまゝに乗務員新養成体系が実施され、そのことにより検修・構内職の技術断層が増大し、運転保安上、及び労働条件維持改善から放置できない現状を解決するものとして申し入れたものである。



申第4号

運転職場の技術断層に関する申し入れ

国鉄千葉動力車労働組合は、従来より乗務員新養成体系のみの先行実施によって発生する様々な問題点と矛盾を指摘してきた。特に検修、構内職種の技術断層、検修関係要員の欠員補充等について貴側に対して強く要求してきたが未だ未解決の状態である。

新養成体系実施後3年を経過して、今回の本科入学に伴う運転職場における技術断層、さらには欠員要素は大きく増大し、運転保安上の見地からも放置できないところまでたつて至っている。

加えて、今年度の退職者数に対し、新規採用者はその3分の1に押さえられることにより、運転職場各職種にわたり、破局的状況を生

迎えることは必至と想定される。

従って、これらの解消を中心に左記の申し入れを行うので、団体交渉により速かに解決されたい。

記

一 昭和55年度新規採用者を運転職場に大幅確保すること。

二 検修、構内、事務関係の養成体系、並びに昇格基準を確立すること。

三 検修、構内関係の技術断層を解消するための具体的な措置を明らかにすること。

以上

3/13 四下期昇給に関する申し入れ行われる

一九八〇年四下期の昇給についての申し入れ

申第5号

1. 昇給の取扱いにより差別となる事項は一切設けないこと。
2. 組合活動による欠格条項は一切設けないこと。
(なお、組合活動を理由とした3項8号の適用を除外すること)
3. 組合活動によつて昇給減および昇給停止となつた者については、今期昇給期に全員回復昇給させること。
4. 休職者の是正について、回復措置をすること。
5. 過去一般的な欠格条項(業務上事故及び病欠を含む)に該当し、昇給減となつている者については、回復措置をすること。
6. 殉職者の特別昇給は、賃金規程1項を12号俸とすること。
7. 実施期日は、一九八〇年四月一日とすること。

以上

訂正について

『日刊』第三七四号(三月十三日付)の文中、佐倉支部職集の日付に印刷ミスがありました。正しくは「3月10日」です。